

病児保育事業の現状と課題

平成 19 年 10 月 1 日 全国病児保育協議会

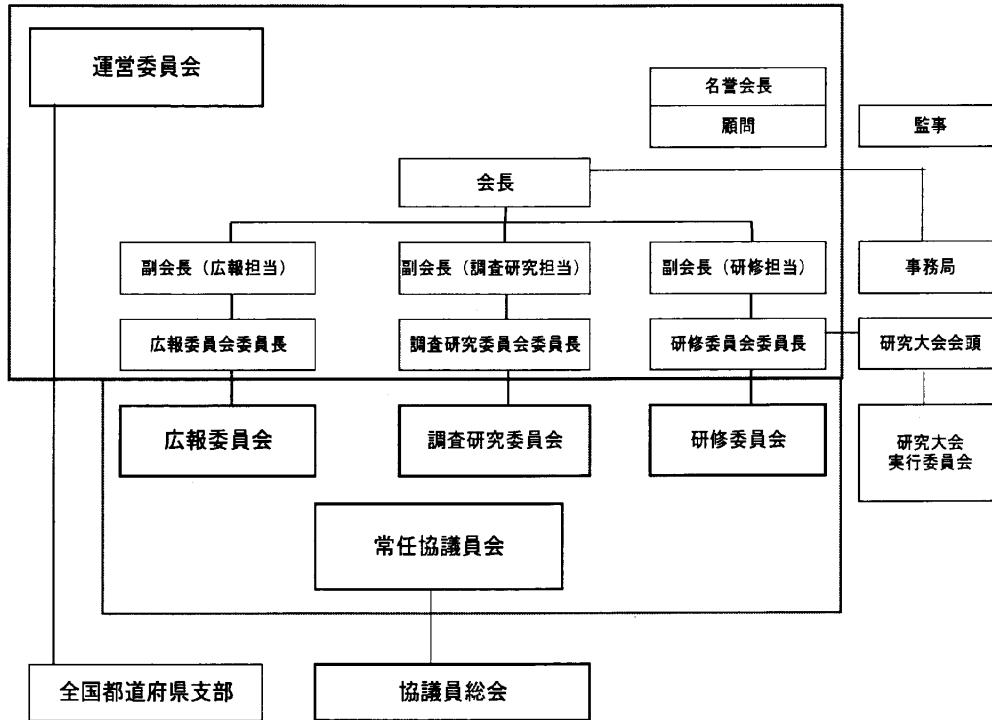
全国病児保育協議会について

- 病児保育事業の健全な発展、向上を期するため、全国的な連携を行うとともに、事業に関する協議・調査研究・広報ならびに事業従事者の研鑽等をはかることを目的とする。
- 平成 3 年 厚生省「小児有病児ケアに関する研究班」の調査研究を行う受け皿として結成された。(14 施設)
- 病児保育事業に従事し、本会の趣旨に賛同する施設の代表者をもって協議員とし、協議員総会を最高機関とする。会長、副会長、常任協議員を協議員総会において選出し常任協議員会をおく。
- 活動を総合的、円滑に行うため、研修委員会、調査研究委員会、広報委員会をおく。また、常任協議員会のもとに運営委員会を設置し、事業の立案・執行の任にあたる。運営委員会のもとに地方支部(県および政令指定都市など)を設置し、自治体単位の活動を推進し、地域における質向上をはかる。

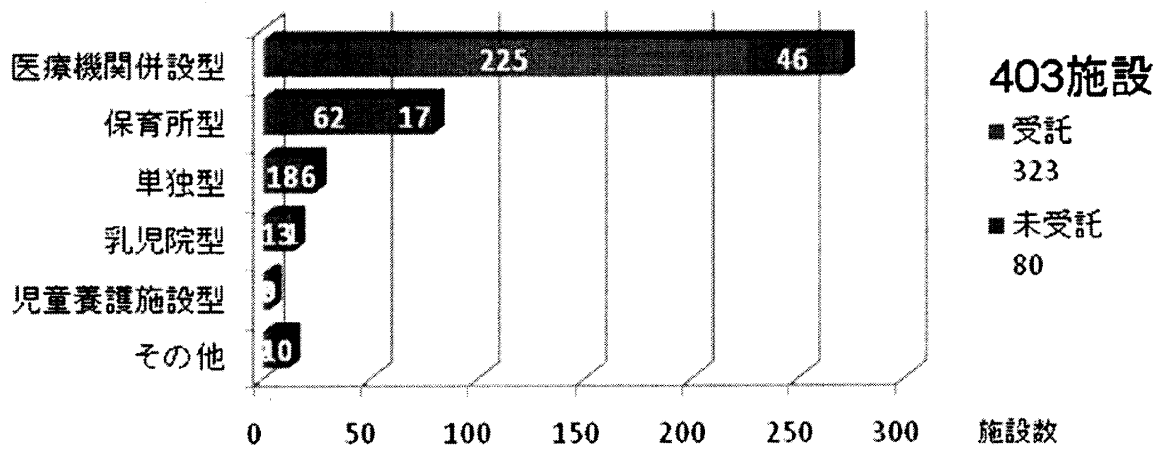
- 平成 19 年 8 月現在 施設会員数 403、個人会員数 48。

- 事業内容
 1. 病児保育研究大会および総会の開催。毎年全国で持ち回り開催を行う。
第 14 回(平成 16 年)横浜市、第 15 回(平成 17 年)岡山市、第 16 回(平成 18 年)大阪市、第 17 回(平成 19 年)福岡市、第 18 回(平成 20 年)三重県四日市市を予定
 2. 地方支部総会およびブロックでの研修会および施設交流会の開催。
 3. 「必携・新病児保育マニュアル」、協議会ニュース(年 4 回)の発行。
 4. 厚生労働省への要望および情報交換。
 5. ホームページによる病児保育事業の情報公開。
 6. 病児保育事業に関する各種情報の提供。
 7. 研修会参加者への認定証の発行
研究大会および研修会では、基礎研修、リスクマネジメント講習、一般演題発表などを行う。
 8. 子育て支援活動全般への参加と協力(健やか親子 21 など)。
- 他

全国病児保育協議会組織図



全国病児保育協議会加盟施設数(平成 19 年 8 月)



病児保育の理念

- (1) 子育てで最も両親が困難を感じるのは子どもが病気の時である。
- (2) 子どもが病気をすると、両親は非常に不安におちいり、両親を支える必要がある。
- (3) 具体的な対処方法を手助けしながら教える必要がある。

病児保育の定義

病児保育とは、単に子どもが病気のために、保護者に代わって子どもの世話をすることを意味しているわけではありません(保育に欠ける子どもが病気になった場合の保育というわけではないのです)。子どもは、健康なときはもとより病気の時であっても、あるいは病気の時にもより一層、身体的にも精神的にも、そして社会経済的、教育・倫理・宗教的にも、子どもにとって最も重要な発達のニーズを満たされるべくケアされなければならないのです。病児保育というのは、病気にかかっている子どもの健康と幸福のために、専門家集団(保育士・看護師・医師・栄養士等)によって保育と看護を行い、子どもの健康と幸福を守るためにあらゆる世話をすることをいいます。

病児保育は究極の子育て支援である

乳幼児健康支援一時預かり事業

子育てと就労の両立支援の一環として、エンゼルプランの中で国の事業として制度化された。保育所へ通所中の児童等が「病気回復期」であるということで、自宅での養育を余儀なくされる期間、当該児童を病院、診療所、乳児院等で一時的に預かること。平成7年度から実施され、平成8年に「乳幼児健康支援一時預かり事業」となった。

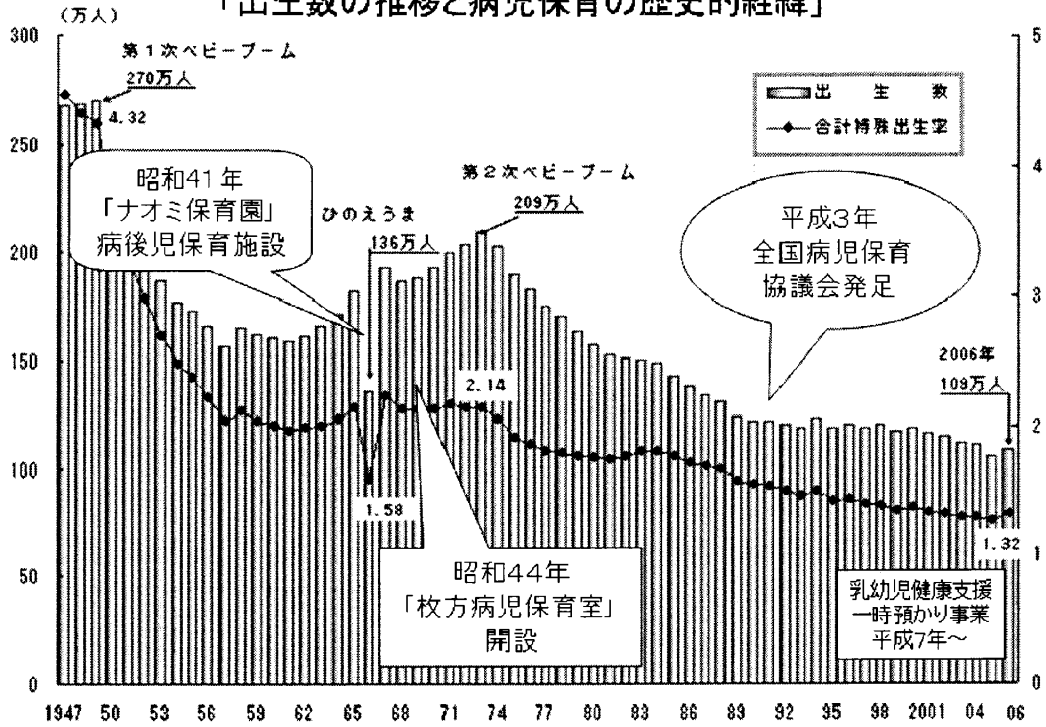
- 新エンゼルプラン (平成 11 年 12 月)

平成 12 年度より実施施設を保育所にも拡大され、平成 16 年度までに 500 市町村で実施するとされたが、平成 16 年度実績では全国 496 か所にとどまった。

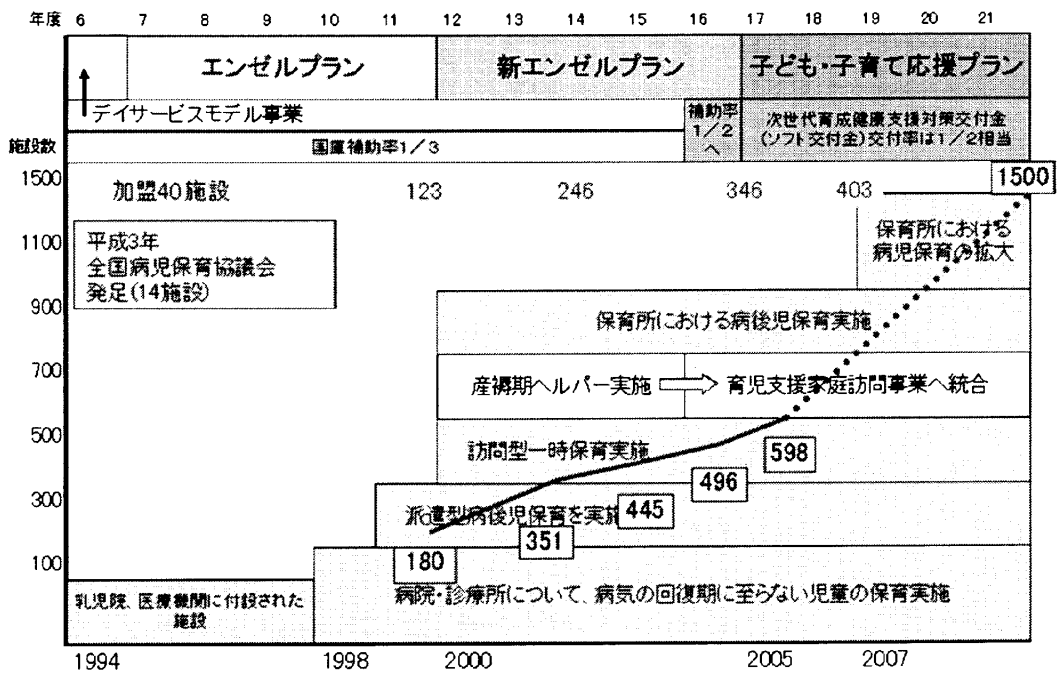
- 子ども・子育て応援プラン (平成 16 年 12 月)

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画であり、平成 21 年度までに 1,500 か所実施を目標としている。助成金ではなく、次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている、子育て支援特定事業の一つとして補助されるソフト交付金となり、実施市町村の主体的な取り組みが期待されている。平成 17 年度実績は 598 か所である。

「出生数の推移と病児保育の歴史的経緯」

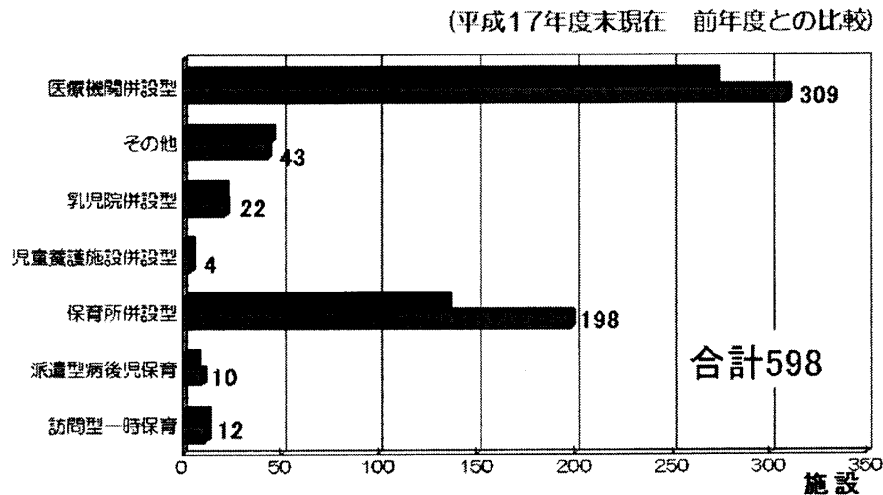


病児保育事業の歴史と施設数の推移



乳幼児健康支援一時預かり事業における病(後)児保育の多様な受皿

- 医療機関併設型 : 急性期に対応・センター方式
- 保育所型 : 回復期・センター方式(園内方式)
- 乳児院型・児童養護施設型 : 回復期(急性期)・センター方式
- 単独型 : 回復期(急性期)・センター方式
- 派遣型 : 回復期・センター方式
- 平成19年度から、保育所型病児保育(急性期に対応・センター方式)が開始
- 平成19年度から保育所自園型が開始
- ◇ 保育所に通う子どもが微熱を出すなど、体調不良だが、保護者がすぐには引き取りに来られない場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所に配置されている看護師等が保育所の医務室等で病児を預かるもので、当日の緊急対応が主たる目的とされている。



事業実施数と協議会加盟割合

